

京都市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第40号）（総合企画局情報化推進室）

平成28年4月1日に施行される改正行政不服審査法に対応するため、次のとおり必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 京都市個人情報保護条例及び京都市情報公開条例関係

- (1) 不作為に対する審査請求に理由がある場合であって、審査庁が一定の処分をすべきものと認めるときは、審査庁が不作為庁の上級行政庁である場合にあっては当該不作為庁に対し一定の処分をすべき旨を命じ、審査庁が不作為庁である場合にあっては当該処分をすることとされたことから、公文書の公開請求及び個人情報の開示請求（訂正請求及び利用停止請求を含む。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求についても、京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこととします。
- (2) 公文書の公開請求及び個人情報の開示請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為に係る審査請求については、審査会による調査及び審議の手続によって、審理の公正性が担保されるため、審理員を置かないこととします。

2 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例関係

- (1) 行政不服審査法に基づく審査庁の審理手続と審査会の審理手続との重複を避けるため、同法による審理手続の一部を審査会が行うこととします。
- (2) (1)の措置を講じることに伴い、不服申立人等の意見書の提出等の規定を削除することとします。
- (3) 審査会に提出された証拠等の資料を、提出した者の意見を聴いて審査請求人等に送付することとします。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第40号

京都市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(京都市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条第7号オ中「，国若しくは」を「若しくは」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求

第35条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第35条 開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については，行政不服審査法第9条第1項本文の規定は，適用しない。

第36条の見出しを「(審査会への諮問等)」に改め，同条各号列記以外の部分中「諮問庁」を「前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)」に改め，同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め，「参加人」の右に「(行政不服審査法第13条第4項本文に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)」を加え，同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め，同条第3号中「当該不服申立て」を「当該審査請求」に，「不服申立人」を「審査請求人」に改め，同条を同条第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等，訂正決定等，利用停止決定等又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは，当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，遅滞なく，審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり，却下するとき。
- (2) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る個人情報の全部を開示す

ることとするとき。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。

第36条に次の2項を加える。

3 第1項の規定による諮問があったときは、審査会は、速やかに調査し、及び審議するよう努めなければならない。

4 諮問庁は、当該諮問に係る答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第37条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の右に「(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「又は決定」を削る。

(京都市情報公開条例の一部改正)

第2条 京都市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第6号オ中「、国若しくは」を「若しくは」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第17条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条の見出しを「(審査会への諮問等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「諮問庁」を「前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「(行政不服審査法第13条第4項本文に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号におい

て同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

第18条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定による諮問があったときは、審査会は、速やかに調査し、及び審議するよう努めなければならない。
- 4 諮問庁は、当該諮問に係る答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る公開決定等」の右に「(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」を加え、「又は決定」を削る。

(京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「行政不服審査法による不服申立て(以下「不服申立て」という。)」を「審査請求」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 第2号及び前号の審査請求に関し、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第2章第3節(第29条, 第31条, 第38条及び第41条を除く。)の規定により審査庁が行うこととされている審理手続(以下「審理手続」という。)を行うこと。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「及び審議させる」を「審議させ、

及び審理手続を行わせる」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「不服申立対象公文書」を「審査請求対象公文書」に改め、同項第1号中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第2項中「不服申立対象公文書」を「審査請求対象公文書」に改め、同条第4項を削る。

第9条第1項本文中「，不服申立人等」を「，審査請求人，参加人（行政不服審査法第13条第4項本文に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。））」に、「当該不服申立人等」を「当該審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出しを「（提出書類等の送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項前段中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「審査会に提出された意見書又は資料の閲覧」を「提出書類等の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る提出書類等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、提出書類等（行政不服審査法第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条又はこの条例第8条第2項の規定により提出された書類その他の物件をいう。以下同じ。）について、その写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を、当該提出書類等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害すると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第11条を第10条とする。

第12条の見出し中「調査及び審議の」を削り、同条中「手続」の右に「並びに審理手続」を加え、同条を第11条とする。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「審査会」の右に「及び審査会が行う審理手続」を加え、同条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 実施機関（京都市個人情報保護条例第2条第3号又は京都市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関（市会にあっては、議長）をいう。以下同じ。）の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

- 3 京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「第2条」の右に「並びに附則第4項、第6項及び第7項」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第3項及び第5項の規定 京都市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第40号）の公布の日

附則に次の見出し及び5項を加える。

(関係条例の一部改正)

- 3 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

- 4 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に、「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

- 5 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号及び第4号並びに第7条第2号中「第2条第2号」を「第2条第3号」

に改める。

6 京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号及び第4号並びに第7条第2号中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

7 京都市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

(総合企画局情報化推進室)